

地域活動に必要な 設備整備を支援します

設備整備補助

地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げ、コミュニティの健全な発展を図るため、地域活動に必要な高額備品の整備について、費用の一部を補助します。

■制度の概要

○対象団体

自治会・町内会及びその連合組織、地域コミュニティ協議会

○対象経費

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備で
総額 20 万円以上の高額備品の購入などに係る経費

○補助率と補助額

- ・対象経費（20 万円以上）の「2分の1」※千円未満の端数切捨て
- ・補助額は 10 万円～30 万円（上限）

補助対象となる備品の例



- ・自治会集会所備品 … パソコン、プリンタ、エアコン、机、椅子、書棚、畳、照明 など
- ・美化清掃活動備品 … 簡易物置、草刈機、側溝蓋上げ機、薬剤噴霧器 など
- ・防災防犯活動備品 … 無線機、発電機、防災ラジオ、AED、防犯カメラ など
- ・広報情報発信備品 … 掲示板 など

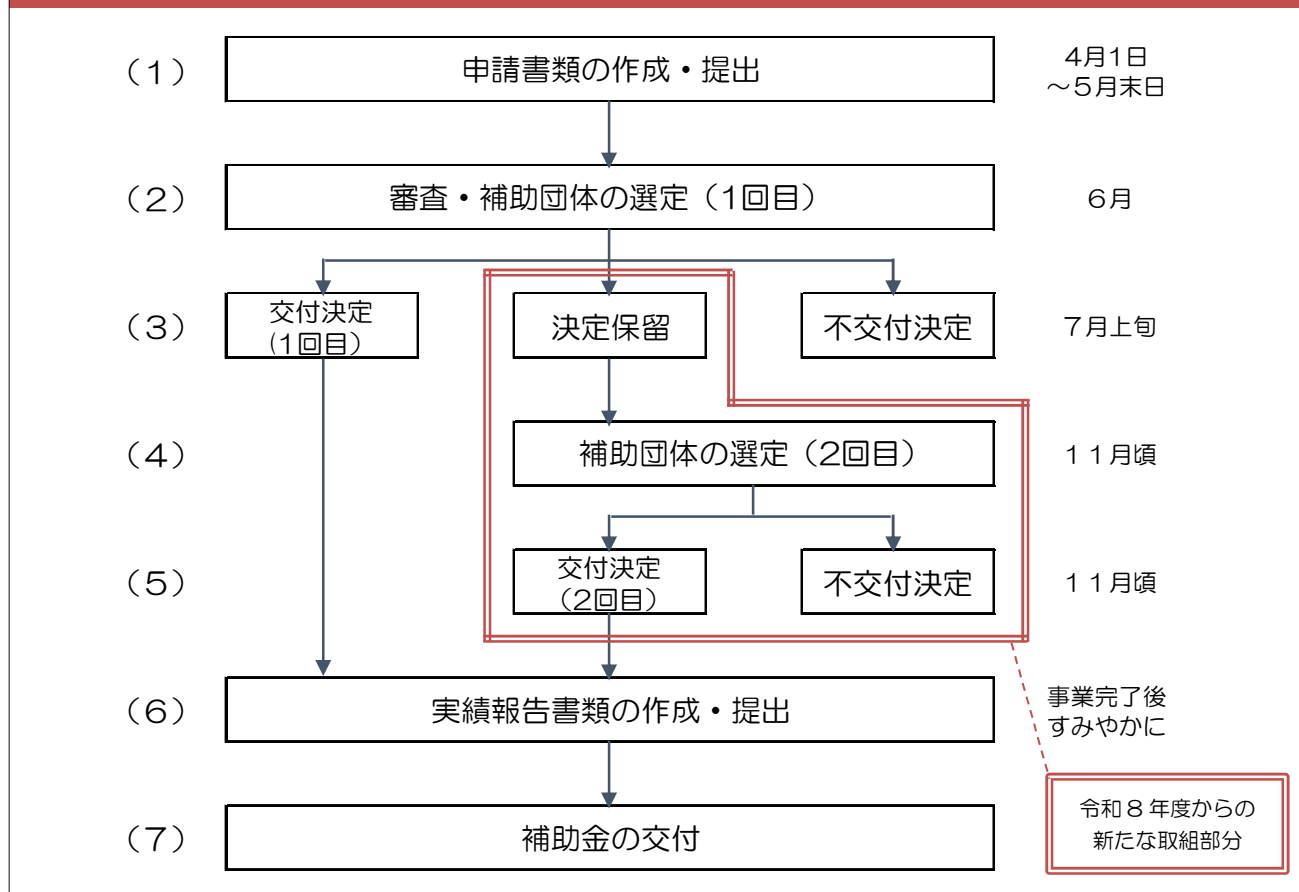
- ・地域のお祭り備品（※）… 太鼓、笛、山車、神輿、法被、のぼり旗 など
- ・交流イベント備品（※）… テント、音響セット、拡声器、屋台用機材 など

※令和8年度限定で
地域のお祭り・交流イベント備品を重点的に支援します
詳しくは、4ページ目をご確認ください

■申請から補助金交付の流れ

令和8年度から 補助金交付の流れを一部変更しました

例年どおりの交付決定に加え、予算状況に応じて年度途中で追加で交付決定を行うことで、より多くの設備整備を支援していきます



(1) 申請書類の作成・提出

申請書類：① 補助金交付申請書

- ・申請は1団体あたり当該年度につき1回に限ります。

② 収支予算書

③ 設備の整備に係る見積書（写しでも可）

- ・備品の見積依頼や購入は、市内の業者に行うよう努めてください。

④ その他市長が必要と認める書類

- ・自治会町内会の連合組織は、会則や団体に関する調書等をご提出ください。
- ・備品の内容によっては、追加で書類の提出をお願いすることがあります。（防犯カメラの整備を行う場合は、県の指針に適した管理運用規定や準備・遵守事項チェックリスト等の提出が必要となりますので、事前にご相談ください。）

申請先：お住まいの区の区役所地域課または地域総務課

申請期間：4月1日～5月末日

※申請書類は、上記申請先で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます

(2) 審査・補助団体の選定（1回目）

- ・審査は、申請書類をもとに備品の用途、使用頻度、耐用年数、過去の補助受給歴の有無などの観点から行います。
- ・審査結果にもとづき、予算の範囲内で補助団体を選定します。（申請があっても、必ず補助団体として選定するわけではありませんので、ご注意ください。）

(3) 補助金の交付決定（1回目）

- ・上記（2）により、補助事業として選定した団体には「補助金交付決定通知書」によりお知らせします。（7月上旬頃目途）
- ・上記（2）により、補助事業として選定しなかった団体で下記（4）の2回目の選定を希望する団体には、決定の保留をお知らせします。（希望の有無は申請書類への記載により確認します。なお、交付・不交付の決定があるまで事業に着手しない（備品等を購入しない）ことが2回目の選定を希望する条件となります。）
- ・上記（2）により、補助事業として選定しなかった団体で下記（4）の2回目の選定を希望しない団体には「補助金不交付決定通知書」によりお知らせします。

(4) 補助団体の選定（2回目）

- ・予算状況に応じて年度途中に追加の交付決定を行うことがあります。（11月頃目途）
- ・上記（2）での審査結果にもとづき、予算の範囲内で補助団体を選定します。
- ・2回目の選定にあたって、あらためて申請書をご提出いただく必要はありませんが、当初に提出した見積書の内容に変更がある場合など、必要書類の再提出をお願いする場合があります。
- ・この時点で既に事業に着手している（備品等を購入している）ものは補助団体として選定しませんので、ご注意ください。

(5) 補助金の交付決定（2回目）

- ・上記（4）により、補助事業として選定した団体には「補助金交付決定通知書」によりお知らせします。
- ・上記（4）により、補助事業として選定しなかった団体には「補助金不交付決定通知書」によりお知らせします。

(6) 実績報告書類の作成・提出

- ・交付決定通知の後に事業を実施してください。
- ・事業完了後すみやかに、以下の書類を（1）の申請先へご提出ください。

- 提出書類：**
- ① 実績報告書
 - ② 収支決算書
 - ③ 領収書またはその写し
 - ④ 整備した設備の写真
 - ⑤ その他市長が必要と認める書類

(7) 補助金の交付

- ・実績報告書の内容を審査し、事業内容が適切であると認められた場合は、「補助金確定通知書」によりお知らせし、補助金を交付します。

令和8年度限定

地域のお祭り・交流イベント備品を重点支援します

令和8年は新潟まつりの起源となる住吉祭が300周年を迎える節目の年になります
この節目の年に、新潟まつりに限定せず、地域にある大切なお祭りや地域住民の一体感を深める様々な交流イベントを支援します

■重点支援のポイント①

(お祭り・交流イベントに関する申請に限り) 受付期間を延長します。

→通常は5月末日で締め切りますが、最長で10月末日まで受付を延長します。

■重点支援のポイント②

(お祭り・交流イベントに関する申請に限り) 審査による補助団体の選定を行わず、予算の範囲内で、先着順で補助金を交付します。

■留意点

- ・4月1日より先着で受け付け、予算がなくなり次第受け付けを終了しますので、お早めの申請をお願いいたします。
- ・他の物品と同様、対象経費20万円以上、補助率は2分の1で、補助額は10万円～30万円です。
- ・他の物品を申請したうえで、その申請とは別に地域の祭り・交流イベント備品を申請することもできます。
- ・地域の祭り・交流イベント備品の申請は1団体1回に限ります。



設備整備補助に関する申請・相談の窓口

北区地域総務課	TEL：025-387-1115
東区地域課	TEL：025-250-2120
中央区地域課	TEL：025-223-7025
江南区地域総務課	TEL：025-382-4624
秋葉区地域総務課	TEL：0250-25-5670
南区地域総務課	TEL：025-372-6605
西区地域課	TEL：025-264-7172
西蒲区地域総務課	TEL：0256-72-8156

ゴミ袋の売り上げによる収益で地域活動（設備整備）を支援しています。

